

仕様書

1 委託業務の名称

九州地方大手百貨店等における県産水産物・水産加工品フェア等の開催業務

2 委託期間

契約締結の日から令和8年3月27日（金）まで

3 業務の目的

県産水産物については、令和5年8月に東京電力福島第一原子力発電所においてALPS処理水の海洋放出が始まり、一部の国においては日本からの水産物輸入禁止措置が講じられるようになるなど、これまで以上に国内での販路開拓・需要拡大が重要となっている。

本業務は、県産水産物*について、対象地域でのプロモーション及び現地市場での定着に向けた取り組みを行い、国内における県産水産物の新たな販路開拓・需要拡大を図るもの。

※宮城県内で水揚げされた水産物や県内で製造された水産加工品（県内製造であれば原材料の産地は県産に限らない。）をいう。

4 対象地域

本業務において販路開拓を行う対象地域は、九州地方とする。

5 委託業務の内容

大手百貨店等の集客が見込まれる店舗にて、県産水産物をPRするフェアを開催し、県産水産物の魅力を発信し、認知度向上と販路開拓・拡大を図る。

(1) 大手百貨店等における県産水産物フェアの開催

① フェア会場の確保

以下の条件の下、過去の売上実績や集客力を考慮のうえ、より効果的な開催会場を選定し、提案すること。

ア 開催回数

1回以上開催すること。

イ 開催施設

平日でも一定の集客が見込まれ、地方の物産フェア等の開催実績があり、顧客の地方産品に対する関心が高いと想定される大手百貨店等を提案すること。

ウ 会場規模・仕様

30者以上、計200品目程度の商品が陳列できる催事場とし、調理を含む飲食物の実演販売も可能な設備を備えた催事場を提案すること。

エ 開催期間

設営・撤収を除き1週間程度の実施とする。

② フェアの取扱商品の選定

発注者等と連携し、以下のとおりフェアで取り扱う商品を広く募集すること。また、出品事業者と施設管理者の間に立ち、出品に係る連絡調整を行うとともに、施設管理者からの取扱希望商品等の要望には積極的に調整を行い、より多くの出品に繋がるよう努めること。

- ア 出品事業者募集開始の1週間前までに出品要領、出品募集案内及び申込書を作成のうえ、出品者を募集し、申込みの受付及び取りまとめを行うこと。
- イ 募集期間は2週間程度設けること。
- ウ 募集方法の詳細は、発注者と協議のうえ、決定すること。
- エ 出品者は次の要件を全て満たす者とする。
 - ・県内に事業所を有する法人又は個人であること。
 - ・県産水産物の生産、製造又は販売を行っていること。
- オ 出品申込者含む商品リスト案を作成すること。
- カ 出品申込者へ出品の可否に係る連絡を実施すること。

③ 会場との各種調整

会場設営・撤去の管理、什器の手配、商品情報、商品の搬入出方法、運営、売上金管理業務などの確認及び協議事項について、受注者が施設管理者と各種調整を行うこと。なお、協議内容は随時県に報告するとともに、必要に応じて県の指示を受けること。また、運営にあたっては、施設における規定を遵守すること。

④ 販売に関する基本事項

- ア 接客、清掃、整理整頓、装飾等、消費者目線に立った運営を行うこと。
- イ 店頭立つ販売員については、県産水産物を熟知しているだけでなく、販売に関する基本的な接客マナーや接客対応、ラッピング等の一般的な知識や技術が備わっている者を配置すること。
- ウ 県産水産物がより魅力的に見え、消費者が平易に商品の特徴を理解できる商品POPを制作し、販売促進に繋がるよう努めること。
- エ 買い物かごや、店舗の雰囲気合った買い物袋、ギフト対応用のラッピング等を準備すること。
- オ 試食、試飲を含む実演販売等、県内事業者が消費者の反応を直接確認できる催事を少なくとも各会場における開催期間の半数以上行うこと。
- カ 来店客層や購買動向、消費者の反応等販売動向の把握に努めること。
- キ 商品展示・販売に係る業務を滞りなく行うこと。また、入荷された商品の検品、在庫管理を適正に行うこと。なお、販売によって商品が欠品した場合には、追加発注をするなど欠品を解消するよう対応すること。

ク 営業時間内は、商品説明・管理の担当者を常時3名以上配置すること。

ケ 出品者から、フェア会場において自ら出店し販売を行いたいと要望があった場合は、出品者と施設管理者との間に立ち、出店にかかる調整を行うこと。なお、出店にかかる出品者の交通費及び宿泊費については、上限130万円（税込）のなかで、受注者が負担することとし委託金額に含むものとするので、適切に積算し、明示すること。また、その明示された総額を上限に実績額により積算し委託金額を変更するので、フェア実施後は、その支出が確認できる証拠書類を添付の上、実績額を報告すること。

⑤ 会場装飾や広報宣伝

フェアの開催について、新聞広告へのチラシの折り込みやWEB媒体、SNSの活用、メディア訪問、購入キャンペーンや販促イベント等様々な方法により、効果的に誘客を図ることとし、その方法については受注者が提案し、発注者と調整すること。また、フェアの売上、業務目的を遂行するため、効果的な会場レイアウト、会場装飾や広報宣伝を行うこと。

⑥ 出品事業者及び商品管理

ア 商品管理を行うための商品リスト（台帳）を作成し、発注者へ報告すること。

イ 仕入れ方法は、消化仕入れ、買取り仕入れいずれの方法も妨げないが、買取りで在庫が発生した場合は、受注者が在庫処理を行うものとする。なお、仕入れ及び納品方法は、受注者と施設管理者が協議を行い決定することし、発注者に報告すること。

ウ 販売手数料等が発生する場合は、出品事業者の利益還元につながるよう施設管理者と十分に交渉すること。なお、受注者による販売手数料の徴収は認めない。ただし、受注者が管理・運営する施設を会場とする場合は、この限りではない。

エ 出品事業者と取引口座を開設し、売上金の出品事業者毎の計算、分配を担うこと。なお、売上に係る業務手数料は各出品事業者と調整して徴収すること。

⑦ 保険の加入

期間中の来場者に対する傷害等への賠償責任保険に加入すること。

⑧ その他、会場の施設管理者から求められた管理・運営業務に対応すること。

(2) フェア開催前後の販売促進及び販路開拓

① フェア開催前

催事バイヤーの産地訪問及び意見交換により、フェア開催に向けた商品発掘・商品力向上を図る機会を設けること。なお、バイヤーの旅費は今回業務に含んでおらず、先方経費での出張を想定している。

② フェア開催後

対象地域における県産水産物の更なる知名度向上と市場への定着を目的として、次のことを実施すること。

ア 次の対象者に当該フェア等に関するアンケート調査を行い、当該フェアの効果検証を行うこととし、その方法については受注者が提案し、発注者と調整すること。

〈アンケート対象者〉

開催店舗の店員、バイヤー、出店者、利用客（県産水産物の商品購入者以外も含む）

イ フェア取扱商品その他県産水産物の定番化を図るため、催事外バイヤーへの商品情報提供や個別商談の設定等を行うこととし、その方法は受注者が提案し、発注者と調整すること。

ウ フェアを実施する百貨店等において、県産水産物の流通経路を確保・提案するなど、当該業務の終了後も継続的な販路の構築が図られるよう調整を行うこと。

（３）その他自由提案

フェアの会場、企画、管理運営について、本事業の目的に資するもので仕様書に記載の内容以外に効果的な取組があれば、費用の上限額の範囲内で提案すること。

（４）継続的な販路の構築に向けたレポートの作成・提出

（１）、（２）の取組を踏まえ、対象地域における県産水産物の市場への定着、物流や商流を含めた継続的な販路の構築に向けた課題と対応策についてのレポートを作成して提出すること。

（５）開催記録の作成

本業務の記録写真を撮影するとともに、新聞、メディア等の掲載記事、情報を開催記録として収集・納品すること。

（６）企画・運営・調整

- ① 本業務全体の計画書及び進行表等を作成すること。
- ② 事前準備からプロモーションの実施までのスケジュール調整及びバイヤーや関係者等との連絡調整、プロモーションの会場設営（装飾、案内板の設置等）、進行管理、撤収作業までの全ての運営業務を行うこと。
- ③ フェア実施における県産水産物の調達や配送等については、受注者が責任を持って関係者と調整すること。
- ④ プロモーション実施後のバイヤー等からの問い合わせや要望に対応すること。
- ⑤ 全体の企画運営は、発注者と十分連携しながら行うこと。

6 包括的事項

（１）受注者は必要に応じて、随時発注者と打合せを行うこと。

（２）発注者は必要に応じて、発注者が所有するPRポスターなどの販促材や資料等を受注者に随時貸与又は提供する。

なお、貸与した販促材等の複製、複写の可否、返却等については、発注者の指示に従うこと。

（３）本業務において制作した各種素材画像等の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権

- 利を含む。)は発注者に帰属するものとし、発注者は、当該各種素材画像等を、自ら使用するために必要な範囲において随時利用できるものとする。受注者は、当該各種素材画像等を二次利用可能な高画質のデータとしてCD等に保存し、宮城県水産林政部水産業振興課に1部納品すること。
- (4) 本業務において制作した各種素材画像等について、発注者に対し受注者は著作権者人格権を行使しないものとする。
 - (5) 受注者は、本業務において制作した各種素材画像等について、いかなる部分も第三者の著作権やその他の知的財産権に基づく権利を侵害していないことを発注者に保証し、第三者から成果品に関して知的財産権侵害を主張された場合の一切の責任は受注者が負うものとする。
 - (6) 業務の遂行に当たっては、個人情報保護に係る法令等に準拠した対応を行うとともに、各関係者のプライバシーの保持に十分配慮しながら、業務上知り得た個人情報を紛失し、又は業務に必要な範疇を超えて他に漏らすことのないよう、万全の注意を払うこと。

7 成果品

本業務の成果物として以下のものを作成し、業務完了報告書に添付して提出すること。

- (1) 販路開拓業務実績報告書 1部（継続的な販路の構築に向けたレポートを含む）
- (2) 本業務において制作した現地配布資料等のデータ一式
- (3) (1)、(2)の電子データを記録したCD等 1部

8 その他

- (1) 本業務による製作物の著作権等の諸権利は、発注者に帰属する。
- (2) 本業務の着手・実施に当たっては、発注者と十分な連絡調整の上で行うものとし、その進行状況については、随時発注者に報告すること。
- (3) 本仕様書に定めない事項及び疑義が生じた事項については、発注者と受注者の間でその都度協議を行うものとする。
- (4) 本仕様書は、業務の概要を示すものであり、業務内容の詳細については、発注者と受注者との協議により決定する。
- (5) 発注者は、受注者が本仕様書に定める内容に反した場合には、業務委託料の一部又は全部を返還させることができるものとする。